



## はじめに

児童の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「**神戸市立若宮小学校いじめ防止基本方針**」を策定する。

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔「いじめ防止対策推進法」平成25年〕

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

〔「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日 文部科学大臣改定〕

## いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

〔「いじめ対応マニュアル」〈改訂版〉平成29年8月 兵庫県教育委員会〕

## いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- (2) 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織対応
- (3) すべての教職員でのいじめ問題への取組
  - ① 組織的かつ計画的に
  - ② 発達段階に応じて体系的に
  - ③ 学校、家庭、地域ですべての子どもたちのために
  - ④ 子どもを守り、育て続ける学校づくり



## すべての教職員でいじめの問題に取り組む

「自校の課題」を洗い出し、「組織的かつ計画的に、発達段階を見通し、体系的」に、「児童・家庭・地域を巻き込む形」で、「子供を守り育てて行ける学校」をつくり、「いじめを減らすこと」に全職員で取り組む。

### □年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止	学年・学級づくり 人間関係づくり 分かる授業づくり・居場所づくり・集団の規律・自己有用感の高揚・見守り												
早期発見	アンケート 個別懇談 アンケート 個別懇談 アンケート 日常生活の中での児童との関わり・日常的な声かけ												
職員の取組み	職員会議 (基本方針 提案) 児童理解	職員研修 職員会議 情報交換	職員会議 情報交換	職員会議 情報交換 職員研修	職員研修 学級作り	職員会議 情報交換	職員会議 情報交換	職員会議 情報交換	職員会議 情報交換	職員会議 情報交換 職員研修	職員会議 情報交換	職員会議 情報交換 取組評価	取組評価 次年度計画
全職員で、毎週の情報交換を通じて共通理解し、若宮の子として、複数の職員 の目で見守る、声をかける、褒める、育てる													

### ■未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、「いじめに向かわない」子供に育てることが大切になる。子供をいじめに向かわせる背景に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることは少なくない。「学級経営」や「集団作り」と重なる部分が多く「絆づくり」が大切になる。子供の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や、「居場所作り」が重要になる。

- ・児童全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も有効
- ・すべての児童が安心・安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- ・「分かる授業」づくりを進め、参加・活躍「できる授業」を工夫する
- ・「授業中の規律」なども見せ合うことによって改善・解決していく
- ・教師の不適切な言動、差別的な態度が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長するので注意
- ・友人関係、集団作り、社会性の育成が重要
- ・関わることの喜びや大切さに気づき、かかわりあいながら絆づくりを進め、「自己有用感」を獲得
- ・取組内容を創意工夫して実行に移すことが重要
- ・大切な時期（特に4月や9月など）にどの学年、どの学級でも必ず指導
- ・「自分が大切にされている」から初めて、「他者を認めたり大切にしたり」できる
- ・「ストレスを生まない学校づくり」・ストレスがあっても負けない自信・他者の尊重・他者への感謝
- ・子供たち自身がいじめ問題を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動

## □未然防止に向けた具体的な取組

### (1) 子供や学級の様子を知る

- 教職員の気づき … 同じ目線で共に笑い、泣き、怒る — 状況や精神状態を推し量る
- 実態把握 … 指導計画を立てるため、実態を正確に把握する

### (2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

「自尊感情」を感じられる「心の居場所」づくり

- 子供たちのまなざしと信頼 … すべての子供たちの良きモデルとなり、信頼されること
- 心の通い合う教職員の協力協働体制 … 校内組織の有効機能・子供と向き合う時間の確保
- 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事  
… 違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声かけ ⇒ 自己肯定感の高揚
- 子供たちの主体的な参加による活動  
… 異年齢交流など

### (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

- 人権教育の充実  
… 「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」子供たちが人の痛みを思いやることができる、生命尊重の精神や人権感覚を育む人権意識の高揚
- 道徳教育の充実  
… いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切
- 体験教育の充実  
… 意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開
- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実  
… 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける

### (4) 保護者や地域の方への働きかけ

学習参観、学校行事等への保護者の参加

学校だより・学校ホームページによる発信の充実

## ■早期発見

「先生の気づき」が最も重要。子供の様子からの「気づき」だけでなく、保護者などからの情報からも敏感に「気づく」ことが大切である。「気づく」ためには“リスク”を追うことも多いため、常に冷静に見極める必要がある。日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、子供の小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させ、その上で得た情報を共有し、全職員で連携した対応につなげることが必要である。

- ・ ①些細な変化に気づき、②気づいた情報を確実に共有し、③速やかに対応する
- ・ 気になる変化など、5W1Hを職員がいつでも共有できる工夫
- ・ 「意識的に行い」「積極的に対応」する
- ・ 普段から子供の生活を把握する手立て（アンケートや個別面談 など）
- ・ 教職員が普段から子供へのかかわり方や態度を見直す
- ・ 「暴力を伴う“いじめ”の発見」 ⇒ 速やかに止めることを最優先

## □早期発見に向けた具体的な取組

### (1) 教職員のいじめに気づく力を高める

- 子供たちの立場に立つ
  - … 人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを守る
- 子供たちを共感的に理解する
  - … 共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める

### (2) いじめは見えにくいという認識

- いじめは大人の見えないところで行われている
  - …無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）  
遊びはふざけあうような形態、仲の良い仲間の一員のような形態（カモフラージュ）
- いじめられている本人からの訴えにつながりにくい理由
  - …子供の意識
    - 「親に心配をかけたくない」
    - 「いじめられる自分はダメな人間だ」
    - 「訴えても大人は信用できない」
    - 「訴えたらその仕返しが怖い」など
- ネット上のいじめは最も見えにくい
  - …「メールに着信があっても出ようとしない」「スマホを触らなくなった」などの情報

### (3) 早期発見のための手だて

- 日々の観察 ～子供がいるところには、教職員がいる～ 何よりも大切な取組
  - 「なんか違う」を見逃さない
- 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～ 集団として“健康”かどうかを見極める
- 連絡ノート・日記 ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～
  - 「ノート・日記の内容は公表しない」などの約束も
- 教育相談（カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気作り～
  - 日々の観察、連絡ノート・日記などをもとに日常的に子供と教職員が話しやすい雰囲気に
- いじめ調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～
  - アンケートに出てくるものは“氷山の一角”そこに出てくる場合はかなり重篤とも考えられる

### (4) 相談しやすい環境づくりを勧めるためには

- 本人からの訴えには…心身の安全を保障する。事実関係や気持ちを傾聴する。
- 周りの子供からの訴えには…他の子供たちから、目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。
- 保護者からの訴えには…日頃から信頼関係を築くことが大切

### (5) 地域の協力を得るためには

- 日頃からの信頼関係を築くことが大切
- 見守り活動など、継続的に子供たちにかかわってくださる方との連携（登校の見守り時等）
- 気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入る体制づくり

## 〈参考〉

### ・いじめ発見のきっかけ（神戸市）

- ・教職員が発見（30.2%）
- ・当該児童生徒の保護者からの訴え（19.8%）
- ・本人からの訴え（26.0%）
- ・アンケート調査など、学校の取組により発見（15.2%）

〔令和5年度 児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する状況について（概要）より〕

### ・いじめの態様

#### 《分類》

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### 《抵触する可能性のある刑罰法規》

- 脅迫、名誉毀損、侮辱
- 暴行
- 暴行、傷害
- 恐喝
- 窃盗、器物損壊
- 強要、強制わいせつ
- 脅迫、名誉棄損、侮辱

〔「いじめ対応マニュアル」〈改訂版〉 兵庫県教育委員会 より〕

## ■早期対応

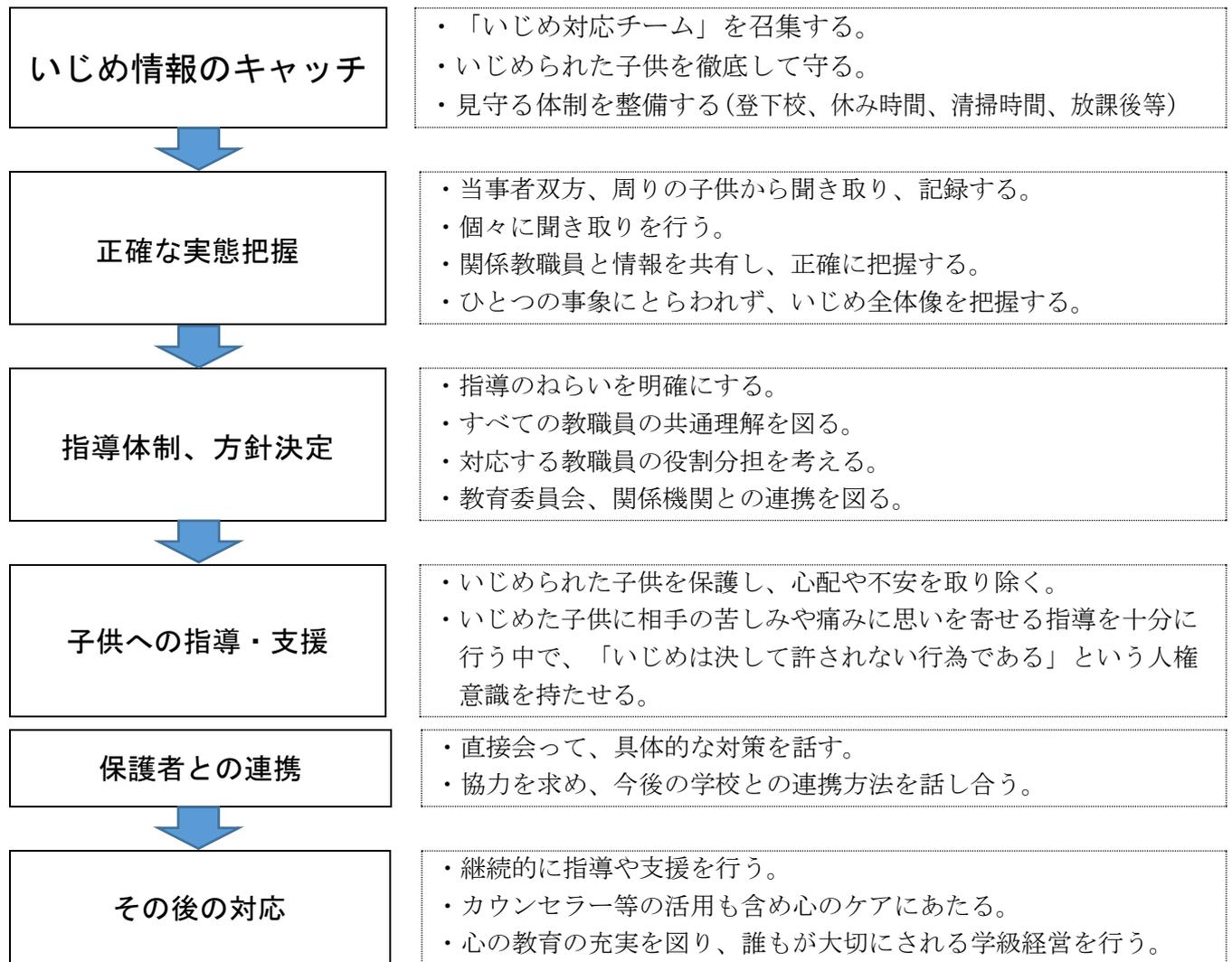
いじめが発見されたら第一に「当該児童の保護」に努める。次に、組織として「いじめがあり、今からただちにその対応」にあたる。いじめの対応は“大人の仕事”と受け止め、子供に解決を任せない。組織として「大人全員が解決に取り組む」姿勢を示す。また、「いつでも、誰にでも起こりうる」ため、かかわる大人全員が「誰もが『当該児童』や『関係児童』にもなる」意識を持つことが必要になる。

- ・いじめが「重大な事態」と判断された場合、学校長からの指示に従って対応
- ・いじめを見ていた児童に対しても「自分の問題」として捉えさせる

※いじめ事案（犯罪行為）については、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、保護者に連絡をすることなく警察に相談・通報を行う場合がある。



## □いじめ対応の基本的な流れ



## □いじめ発見時の具体的対応

- いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守り通す
  - ・他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮事実確認は双方別々の場所で行う
  - ・場合によっては登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制
- 事実確認と情報の共有
  - ・当事者だけでなく周囲の子供や保護者からも聴き正確に把握
  - ・保護者対応は複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に対応
  - ・短時間で正確な状況を把握するため、複数の教職員での対応が原則
  - ・教職員間の連携と情報共有

## □把握すべき情報例

誰が誰をいじめているのか？	当該児童と関係児童の確認
いつ、どこで起こったのか？	時間と場所の確認
どんないじめか？どんな被害を受けたのか？	内容
いじめのきっかけは何か？	背景と要因
いつごろから、どのくらい続いているのか？	期間

### 要注意

子供の個人情報  
は、その取扱い  
に十分注意する  
こと。

## □いじめが起きた場合の対応

### ○当該児童側に対して

#### 当該児童に対して

- ・共感することで安定を図る
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える必ず解決できる希望が持てることを伝える
- ・自尊感情を高める配慮

#### 当該児童保護者に対して

- ・その日のうちに面談し、事実関係を伝える指導方針を伝え、対応について協議
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める
- ・継続して家庭と連携し、家庭での様子に注意をしてもらい、些細なことでも相談を依頼

<p>いじめを訴えた保護者から 不信感を持たれた教職員の言葉</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ お子さんにも悪いところがあるようです。</li><li>・ 家庭での甘やかしが問題です。</li><li>・ クラスにはいじめはありません。</li><li>・ どこかに相談にいかれてはどうですか。</li></ul>
--	---

### ○関係児童側に対して

#### 関係児童に対して

- ・気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導
- ・孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる

#### 関係児童保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、解決を図ろうとする思いを伝える
- ・「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させて家庭での指導を依頼
- ・今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする

<p>平素の連携がないため、保護者から 発せられた言葉</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ いじめられる理由があるのだろう。</li><li>・ 学校がきちんと指導していれば…。</li><li>・ ここまで深刻になる前に、なぜ連絡をくれなかったのか</li></ul>
-------------------------------------	---

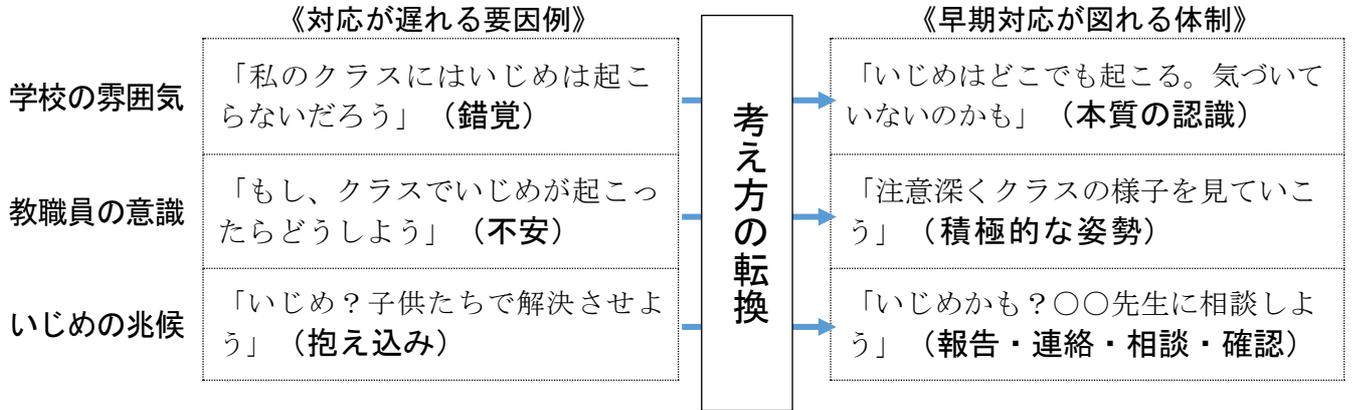
#### 周囲の児童に対して

- ・学級及び学年、学校全体の問題として考え、「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促す
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導
- ・いじめに関するメディア報道などをもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる
- ・「第三者なし」の原則

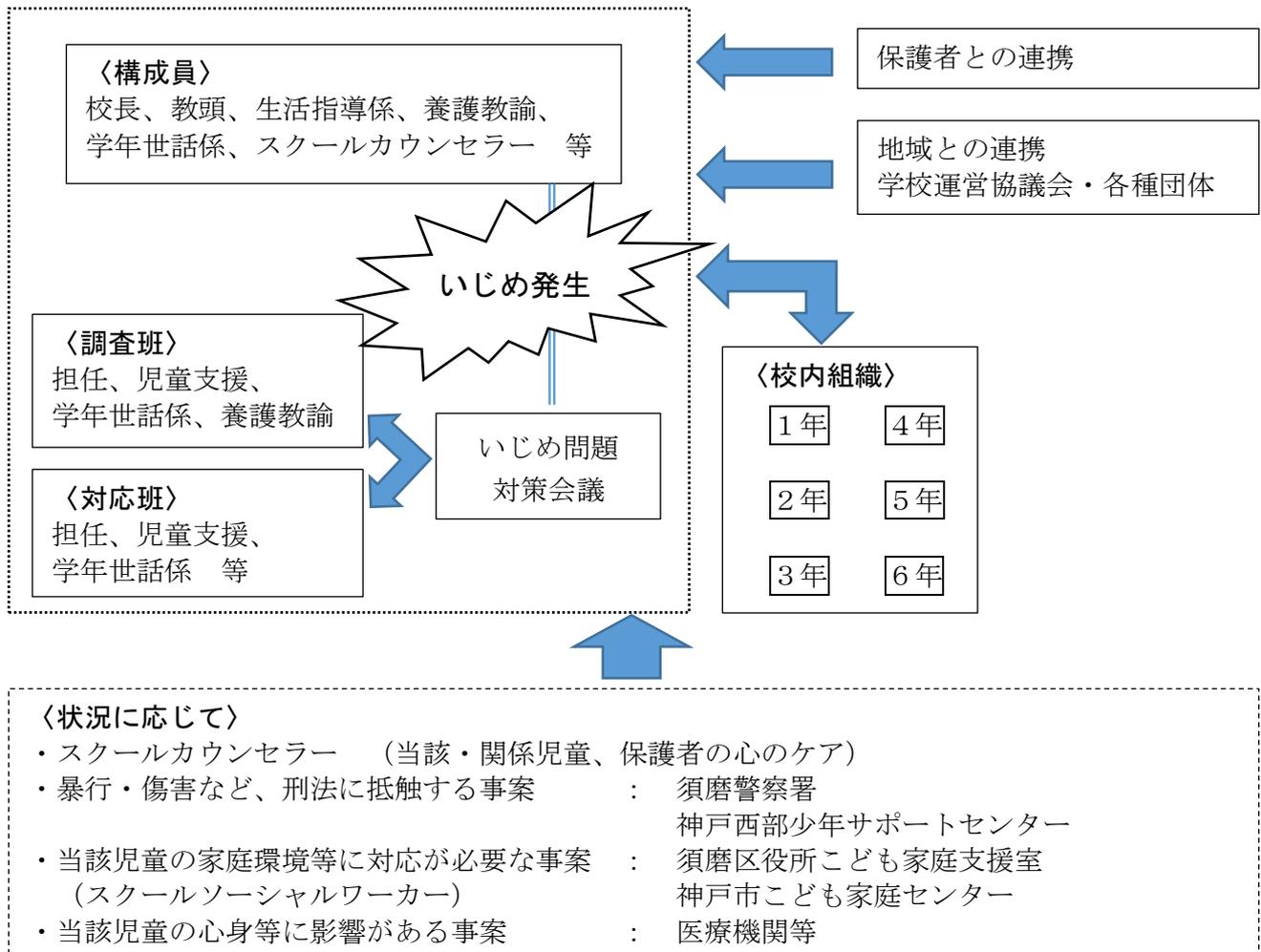
## □継続した指導

- ・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う
- ・教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める
- ・いじめられた子供に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる
- ・双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる
- ・事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化

## □迅速に対応するために



## □いじめ対応チーム



## □いじめ対応チームの設置

- ・校長のリーダーシップのもと「いじめにつながる行為を見逃さない」という強い意志を持ち学校全体で組織的な取組を行う。
- ・校長、教頭、生活指導係を中心に、学年世話係や養護教諭などをメンバーとして設置。
- ・メンバーは事案の状況・背景によって柔軟に対応
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の積極的な活用

## □各機関との連携

- ・学校だけでは解決が困難な状況と判断される事案対応に向けた連携
- ・教育委員会等に相談し、最もふさわしい専門性を持つ機関との連携
- ・日頃から顔の見える関係づくり
- ・各関係機関の役割や専門性、業務内容について把握・理解
- ・連携を図る際の基準や方針を明確に示し、理解と協力を得る
- ・個人情報の取扱いに十分留意する

## □重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- 一) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- 二) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

〔いじめ防止対策推進法第28条第1項より〕

### (2) 重大事態の取扱いについて

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する

### (3) 重大事態の報告と調査について

- ・重大事態が発生、又はその疑いが生じた場合、速やかに教育委員会事務局へ報告する
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実を把握する

### (4) 調査結果の報告

- ・いじめ防止対策推進法第28条第2項のとおり当該児童・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行う。
- ・関係児童及びその保護者に対して、いじめの事実関係についての説明を行い、認定された事実を丁寧に伝え、個別に指導を行う。

### (5) 調査結果を踏まえた対応

- ・当該児童に対して、事情や心情を聴取し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家を活用する
- ・調査結果において、いじめが認定されている場合、関係児童に対して、その保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気づかせる
- ・調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等、学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う